

【文書名】

- 犯罪死見逃し防止に向けた取組の徹底について

(令和8年3月11日付け香捜一第20号)

【概要】

この通達は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等に定めるもののほか、犯罪死の見逃し事案の絶無を期すため、検視官制度を的確に運用しつつ、法の規定に基づく各種措置を適切に講じながら、適正な死体取扱業務を推進するための必要な事項を定めたものである。